

第十五部

第四回参議院労働委員会會議録第二号

昭和二十三年十二月七日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○公共企業体労働関係法案(内閣送付)

午後二時四十分開會

○委員長(山田龍男) それでは只今から労働委員会を開会いたします。公共企業体労働関係法の提案理由、それから本付託案の概い摘んでの御説明は昨日の労働委員会でお済みしたので、本日は逐條説明、それから尙前國會の案と異なつた箇所があるものでありますから、その点を併せて政府委員から御説明願ふことにいたします。

○田村文吉君 併し實際的にやつて頂きたいが、前國會において大体予備審査をやつておるのだから、今度はかような点が変わつたという説明で私にはよろしいかと思ひます。一々提案理由の説明とか、逐條の説明等をやつておることは時間を空費するに過ぎないと思ひます。従つて前國會に提出されて予備審査されておるのだから、今度はどこが變つておるかという説明だけで進もうとありませんか。

○政府委員(竹下重次郎) 提案いたしました公共企業体労働関係法案は、大体におきまして前國會において提案いたしました公共企業体労働関係法案と同じでございますが、少しばかり違つておる点がござります。その違つた分につきまして御説明を申し上げます。第四條の第二項、「前項但書の範圍は」というふうに前に

回の案になつておりますのを「前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める。」に規定する者というだけに加わつております。これは別に御説明申上げる必要のこともありません。文句をはつきりいたしておるだけのことです。

次に第五條の第二項が新たに設けられておる点で、前回の案と異なつた一つの点であります。第二項は「公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用條件としてはならない。」これだけ加わつております。これも別に御説明申上げる必要もなく、お読み下されば直ぐ御理解のできることであらうと存じます。次に、第十一條の二行目のところにある「組合員以外の職員の代表者と協議して、毎年二月二十五日まで

に交渉委員を指名し」云々と原案にはありましたが、「職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日まで」に労働大臣に届け出なければならぬ。というふうに違つております。この一つ、一つの点であります。これは別に御説明は必要ありません。これは原案に比較いたしますと、この方がはつきりしておるだけあります。原案によりまして毎年二月二十五日まで指名して労働大臣に届け出なければならぬ期限がはつきりしなかつたのであります。今度は交渉委員を指名して二月二十五日まで届け出なければならぬというふうに期限をはつきりしただけあります。それから同

條の第三項の半ば頃に「これを管理することが出来る。」それから「有権者の指定に関する事項」と元ありましたのに、その前に「この選挙における有権者の指定に関する事項」というよううたいして、この「選挙における」という文句が有権者の上に加わつたという点が異なつております。それから第二十一條の二項の五号を御覽下さい。それによりまして、

「前四号により選出された委員の候補者の名簿」とあります。その「の」の上に「及び補充候補者の名簿」と入れます。及び補充候補者の名簿といたします。それからその直ぐ後に「毎年三月二十五日まで」に調停委員会に」とあります。その代りに「内閣総理大臣に」というふうに変えてあるのがあります。次に第二十二條は「委員長と書記とありますが、調停委員会に、委員の互選により委員長を置く」というふうに變つておる。それから二十七條の一号の一番初めのところに「禁治産者若しくは」を加えます。これも別に御説明申し上げることもございせん。禁治産者」というのが元の案に落ちておりましたのを加えただけであつて、以上申述べましただけが違つた点でございます。

○田村文吉君 今の元の二十七條の何ですが、七号の「労働組合の定める」云々というものがあつたが、これを削つてあります。削つたままでいいのです。

○政府委員(竹下重次郎) 今田村委員からお尋ねの点は、第三國會において途中で削除いたしましたので、途中で訂正いたしましたのであります。

○委員長(山田龍男) 次に本法案の逐條説明をお願いする順序になつておりますが、政府の方から今回提出されました、公共企業体労働関係法案の逐條説明の詳細が出ております。それにつきまして、逐條説明は省略いたしますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田龍男) それでは異議ないものと認めます。それでは先ず第一章第一條、第二條、第三條に亘りまして御質疑願ひませんか。

○早川龍一君 この前公共企業体の大體概念の御説明があつたのですが、それによりまして、國家の資本であるとか、獨立の法人であるとかいうような点が公共企業体としての大體の概念だといふお話でありました。そういういたしますと、現在地方公共團體の事業、こ

家公務員法と公共企業体労働関係法、或いは國有鉄道法が出たようなことが問題になりましておつたのであります。が、地方公務員法が第三國會に出ておりました。大体承りますところによりまして、この今國會に提出される趣きを承知いたしておつたのであります。が、そのときに關連して研究せられるということになつておつたように承つております。

○早川龍一君 重ねて御質問申し上げますが、そういたしますと、その方の労働関係の調整というものは、その地方公共團體自治法と言ひますか、地方自治法、そういうものに規制されるわけでございますか。

○政府委員(加來才二郎君) 目下の現狀におきましては、甚だこれらの關係者にはお氣の毒と思ひますけれども、政令二百一十号でこの労働関係が扱われるということになつておるわけですが、○早川龍一君 もう一点ちよつとお伺ひしたいのです。この公共企業体の福祉を増進する、擁護するといふことが、この法律の目的とされておるのであります。が、そういたしますと、まあ國有鉄道と専賣公社というものと、觀念が非常に、我々が果して國有鉄道の方は、或る程これが停止するといふようなことを考えまして公共の福祉といふことが非常に重大になり、又それを擁護する必要があるといふことは分るのであります。専賣公社のごとき事業については、その点をちよつとおかし

し公共企業体というもので縛られたといふことで、一應その間の矛盾等はさして置きまして、そうすると、これを一つの労働関係の調整の中に一つの立法として決められた理由が非常に薄弱のように思ふのですが、これはどうして、こういう公共企業体の労働調整、或いは組合関係というものを一つにして決めなければならなかつた理由、その点を一つお伺いして置きたい。

○政府委員(竹下重次郎) お尋ねの点は一應御尤のことであると存するものであります。ただその公共性を持つこととの程度におきましては、二つの企業体が或る程度の相違があるといふことは認めなければならぬかと思ひますけれど、一方又いずれも全部国家の資本を以てやつてゐる仕事であるといふことを、そして専断の事業におきまして、その収入の点などから考慮いたしますと、国家財政の大い部面を占めてゐるのであります。それが一般國民に及ぼす影響といふものも、相当甚大なものがあるといふ、この方面を考へますといふと、非常に又似寄つた点はあるのであります。この二つの企業体を別々の法律で取扱ふといふことも、一つの考え方であると思ひますけれども、又それを二つ併せて一本にいたしました、取扱ひまして、別に差支へはないと存する次第であります。そういう意味を以ちまして、両方一本で取扱つてゐる次第であります。

○早川一君 そういたしますと、今後この公共企業体といふものが、或いは將來新しくできて来る、そういう場合について、すべてこの法律で規制せられるおつもりであるのですか。

○政府委員(竹下重次郎) どういう種類のものが、今後これと同じような取扱ひを受けなければならぬことになるのか。或いはこの二つだけに止めるかといふことにつきましては、目下のところ政府で別な考慮はないわけでありまして、若し將來加へなければならぬものがあるといひます。ならば、その問題も亦具体的に検討いたしまして、必要があるならば、止むを得ないならば、又別の一つのものに法律を定めなければならぬことになるかも知れないと思つております。具体的問題が起りました後決めなければならぬものだと思ひます。

○早川一君 そういたしますと、公共企業体という一つの性質なり、觀念から出發した一種の労働法といふことではなくて、この法律は、日本國有鉄道、日本専賣公社の労働関係と理解していいのであります。その点を……。

○政府委員(竹下重次郎) 公共企業体といふことが、建前になつております。けれども、公共企業体の中にも又それぞれその公共性における段階とか、或いは國民全般に関する影響の範囲と重大性といふようなことにつきまして、それ／＼差別を認めなければならぬ場合が想像されると思ひます。従いまして、必ずしも一本でこれを規律しなければならぬといふ必要があるものとも考へられないと存する次第であります。

○早川一君 もう一つ、甚だ恐縮ですが、そういたしますと、今後公共企業体といふものが、何か外にできましても、直ちにこの法律は適用されずに、一般の労働関係調整法なり、労働組合法が適用されるのであります。か。

○政府委員(竹下重次郎) その問題もやはり具体的問題によつて、それぞれ考慮しなければならぬ問題かと存じます。

○委員(山田勘男) 私からちよつとお伺いさせて置きたい。この只今の早川委員に対する御回答の意味が分るのですが、例えばこの日本國有鉄道の場合に、これを考へて見てですね。國有鉄道と、それから私鉄、電車、或いは私鉄經營の鉄道、これは連絡その他において非常に密接な関係があると思ひますが、然るにその國有鉄道に關しては、この労働関係法を適用すると、それから私鉄に關しては現在の労働組合法、労働関係調整法、これを適用するといふようなことになりまして、例えばストライキ、サボタージュ、こういうようなことが若し私鉄側に起つた場合に、特に労働組合法として、労働行政上、即ちこの國有鉄道の労働関係法の適用と、それから私鉄に対する労働組合法の適用されてゐる結果が、非常に複雑、それから矛盾する点は、これはもう労働行政上どういふように調整されるのか。これを一つお伺いしたいのです。

○政府委員(竹下重次郎) 只今委員長のお尋ねの点は、誠に大きな問題で、その處理は非常に困難な問題であると思ひます。或る方面では、官營の鉄道である取締規定がある以上は、私鉄の方にも同じように取締りをしなければならぬ。筋合ひのものではないかといふような強い主張をしてゐる向きもあるように承つておるのであります。が、元來この公共企業体の處理規定といふものは、官の資本で、政府の資本で、政府が中心になつて立案されたものでありますので、私鉄にまでそれを及ぼしてゐないといふことに相成つておる次第であります。今のところ私鉄にまで同じような規則を適用するといふような、その考へ方は持つてゐないわけでありまして、實際の運営につきましては、何かと差障りのあることも生じて来るかと存するものであります。けれども、それはその問題の起ります際に、これを適當に善処しなければならぬと思つてゐる次第であります。

○委員(山田勘男) 只今の御回答、いわゆる國有鉄道は國有であるから、特別の制度を布くんだと、これは早川委員に対する、御質問に対しての御返答ですが、それと半面に、國有鉄道はサービス事業である、サービス産業である。従つて公共の福祉を増進し、或いは擁護する趣旨だと、ただ財産關係からでなく、國民が直接迷惑し、損害を被るものは、サービスの部分において非常に我々において直接に關係がある。そういう意味から考へると、國鉄と私鉄とは殆んど區別できない。而も一旦私鉄に爭議が起きた場合に、國有鉄道の場合には、強制仲裁の制度があり、私鉄の場合には労働関係調整法によつてやる。そこに非常にこの労働行政上困難な点があると思ふのであります。只今の御回答によると、私鉄がそういうサービス事業であるといふ点から考へて、特に準公共企業体として取扱ふような御意思は、將來あり得るかどうか。この点を一つお伺ひして置きたい。

○政府委員(竹下重次郎) 先程ちよつと言ひ落しましたのであります。が、ただ國有の財産であるからといふこと

だけではありません。國有の財産を預つておるといふ点から申しまして、又國民全般に對しての一種の奉仕的な従業員の立場といふことも考へられておるわけでありまして、その点も附加して申上げます。先程からお尋ねのように、私鉄と官鉄を別々に取扱ふことは、何か都合の悪いことが生じて来ることは事實であります。何とかこれを連絡の取れるように、又補正的にそれが何とか工面ができますならば、したいといふような氣持を全く持たないわけではないのであります。併し私鉄まで参りますといふことは、労働者の基本的人權を保障されてゐる憲法の趣旨の点から申しまして、篤と研究を重ねなければならぬ重大な問題であるといふことも考へられますので、今日のところそこまでの法案といふものは拵えてゐないのであります。ところが先般お氣付きでもあつたかと思ひますが、新聞で見ますといふと、マツカサの聲明として發表されたところに、よりまするといふと、私鉄には及ぼす意思がないんだといふような意味のこととが、ちよつと漏れておつたかに記憶いたしておるのであります。そうなりますといふと、又政府の方といたしましても篤と十分な考慮を加へなければならぬ問題だと思ひます。マツカサ司令部の意思がはつきりいたしておるといたしますれば、もとよりそれに副わない立法をするわけにも参らな。又立法をするといひましたも、先程申しましたように篤と考慮を加へなければならぬ重大な問題である、かように考へる次第であります。

○委員(山田勘男) そういたしますと、この第一章の第一條、第二條、

第三條、別に御質疑ございませんでし、でなくして、組合活動を保護するため、りませんが、この法案におきましては、いふという意味ではないのであります。やないか、こゝういふことを言つて来た

場合について、すべての法律で規制せられるおつもりであるのですか。

一般の労働関係調整法なり、労働組合法が適用されるのであります。

資本でやってやっている仕事であるという考え方が中心になって立案されたもの

と言ひ落しましたのであります。ただ國有の財産であるからということ

○委員長(山田勇男) そなたしたしますと、この第一章の第一條、第二條、

第三條、別に御質疑ございませんでしようか……ないおうでございませうから、次に第二章に行きまして、第四條、第五條、第六條、第七條につきまして御質疑ございませう。

○田村文吉君 前國會の時に御尋ね申し上げたのでありますが、どうもいろいろその後私は考えて見たのであります。第五條の「職員として雇入れず」という、この雇入れるとか、雇入れないとかいうことを、何が故に人間の自由をここで拘束しなければならぬのか。すでに入つて、雇入れられた人とは何と申しますか、労働権と申しますか、雇われた人としての権利も生じ、義務も生ずるといふわけなんでありまして、雇入れられる前には、お互いに雇われる人も、別に雇われる義務もなければ、雇う人にも、これを雇わなければならぬ義務はないわけでありまして、どうも基本的な人権を拘束するようによておられますので、アメリカの立法の、或いは各種の大きな労働組合の組合員であるから雇入れないとか、雇い入れるとかいふ問題が起る。こ

でなくして、組合活動を保護するため、組合のために正当な活動をしたというこで、雇入れてはいけないうことを申しておるのであります。主眼は組合活動を保護したいという組合と同じ精神から、ここにかような規定をいたしたような次第であります。

○田村文吉君 その立法の趣旨は分るのであります。十一條には雇入れの問題はないのであります。十一條には雇い入れることは何にも書いてない。然るにここへ来て初めて……雇い入れるというこは人間の自由で、どういふ人を選ぶが、前に組合活動をしていたからといふことであらうが、あるまいか雇い入れる、ところがこの人間は昔活動していたから就職させないと言つて文句を言つて来た場合に、いやそういう意味じゃないと言つても、これは見解の相違だということになつて、非常に紛議を起し易い。従つてこの條項はどう考へてもこれは不適當なように考へるのであります。その意味で一つ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(實業才二郎君) この公共企業体の法案全体は、公共性を非常に強調いたします。建前から、御承知のようになつては争議行為を禁止する上りな規定があるわけでありまして、お話を通り十一條にはこの條件が入つておりませんが、これだけ組合の力というものについて制限をいたしておきまします。一方組合を保護する程度におきましては、現行組合法よりもややく強く表現をして置く必要があると考へるのであります。一例を申しますならば、組合法におきましては、十一條に開きまする委員会の仮処分権限があ

りませんが、この法案におきましては、三十六條に取消しをすることができるといふふうなことも入れておきます。同じような趣旨でありまして、争議行為もできないような組合であります。それから、一面におきましては組合を保護する規定を強く出して置くことが必要である、かような意味でここに入つておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 私の答弁に少しもお答へにならないのであります。御趣旨は分つておるのであります。御趣旨は保護するのだが、人間の雇入れは自由のこじやないか、その基本的な人権をそこに束縛する、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

○田村文吉君 雇い入れて貰ひたいと言つて来た時に、その人の実情を知つてゐるから好まない。好まないからまあ普通の給料ならば五千円といふところだけれども、あなたは二千円でも上げればといふことを言う。それじゃ私は困る。こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

○政府委員(實業才二郎君) この公共企業体の法案全体は、公共性を非常に強調いたします。建前から、御承知のようになつては争議行為を禁止する上りな規定があるわけでありまして、お話を通り十一條にはこの條件が入つておりませんが、これだけ組合の力というものについて制限をいたしておきまします。一方組合を保護する程度におきましては、現行組合法よりもややく強く表現をして置く必要があると考へるのであります。一例を申しますならば、組合法におきましては、十一條に開きまする委員会の仮処分権限があ

りませんが、この法案におきましては、三十六條に取消しをすることができるといふふうなことも入れておきます。同じような趣旨でありまして、争議行為もできないような組合であります。それから、一面におきましては組合を保護する規定を強く出して置くことが必要である、かような意味でここに入つておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 雇い入れて貰ひたいと言つて来た時に、その人の実情を知つてゐるから好まない。好まないからまあ普通の給料ならば五千円といふところだけれども、あなたは二千円でも上げればといふことを言う。それじゃ私は困る。こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

ういふ問題が一つであります。實際問題として、どうも甚だあの男は不勉強で怪しからん男だから、もう使つて呉れと言つても使わない、こ

殆んど外しまして、この法案の全体が労働関係の特別な調整規定というような趣意を取つておられるわけでありませう。

○田村文吉君 これより以上は議論になると思いますが、申上げませんが、私は「職員として雇入れず、又は」という文字を修正される希望は一つ予め留保して置きます。

○厚虎一君 今の田村委員の質問と関連しまして五條の「公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、」この場合の組合員といふことになれば、この公共企業体の組合を指しておられるのか、そうでなければ一般の労働組合を指しておられるのかというの疑問で、その前の定義によりまして、第三條の「公共企業体の職員に関する労働組合（以下組合という。）とありますから、この組合で行けば、すでに組合員である者を雇つておる筈だ。従つて「職員として雇入れず」といふことはあり得ないと思ふ。又組合員といふ意義が一般の労働組合員といふことでありますれば、雇入れないといふことがあり得るし、條文が理解できる。この場合の組合の定義を私はお伺ひしたい。

○政府委員（實業才二郎君） この点は実は我々としてもはつきりしておらないために、只今のような御質問があるといふことは御尤もであります。かように御了解願ひたいと思ひます。ここに書いてあります組合員と申しますのは一般の組合員である。それで一般の公共企業体の組合員は勿論であります。その他一般の組合員のことを言つておられるわけで、即ち一般の労働組合の組合員で、又は組合のた

めに活動したということに御解釈を願ひたいと思ひます。

○早川一君 これはオープン・ショップ制を採られておる。將來職能組合といふものができまして、機関士組合とか、そういうものが公共企業体以外の、或いは私鉄、そういうものを網羅してできた場合の組合員と、こう解釈してよろしいですか。

○政府委員（實業才二郎君） 勿論そうでありまして、オープン・ショップ制をこの法案は採つております。従いましてここで組合員といふことになりまして、組合が幾つもある場合には考えられますが、その組合員であるといふこと、それから一般の組合員といふことも類推できる。かような意味に御解釈願ひます。

○早川一君 そうしますと、この條文はちよつと不明確なように思ひますが……

○政府委員（實業才二郎君） 速記を止めて下さい。

○委員（山田節男君） 速記を止め

て……

○委員（山田節男君） 速記を始めて……私から一つ御質問したいのですが、この第五條労働組合法で言へば第十一條に相当するところですが、過日新潟縣知事からの労働大臣への閣合を以てこれを除外することができるといふことと、それから今の第十一條に關連してクロード・ショップとユニオン・ショップの場合に二つの見解が述べられておりましたが、こういう國有鉄道或いは専賣公社、これは從來日本で言えば、全官公労組の中で相当の

重大な勢力を持つておることは御承知の通りであります。先般も新聞に出た労働大臣のあの二つの見解が、この法律の適用に際しては何ら関連性がな

○政府委員（實業才二郎君） 先般の特定政員の取扱ひに關しましては、あれは一般的にあつたことを申したのであります。ということ御了解願ひ

○早川一君 第六條の規定を特にこの法律で入れなければならぬ、或いはこれはむしろこういうような事情があるならば、労働組合法の改正によるべきではないかと思ひますが、公共企業体だけに、これが必要だといふ理由は分らないのであります。

○政府委員（實業才二郎君） この法案全体は、御承知の通り組合の活動といふものが自主性を持ち、民主性の高いものであり、且つ組合内部にいたしましても、又組合が対外的な立場におきましても、その責任性が明確でなければならぬ。従つて組合自身が組合に對しまして信頼を持たなければならぬ。かような意味におきまして、組合の会計につきましては、これは自主的でありましても、第三者即ち専門家の計理士等によつて、会計検査を受けるいふような規定を設けて置くことは、只今申しましたような組合運営の趣旨から申しまして適當であらう。

特にこの法案におきまして公共企業体の組合の公共性、或いはその自主性、民主性、責任性といふものを特に明確に表現いたさせるために、かような規定がここに設けられておるのであります。これは只今御意見のように一般の組合に關しまして、かような規定は

設けらるべきではないかという御意見は御尤もな御意見でありまして、承わります。アメリカ等におきましては当然の規定といたしまして、かようなことが設けられておると承わつておるのであります。我が國の現在の組合法におきましては、ただ組合規約の届出の際に、会計に關する事項を決めて届出するように、後の点は組合の自主性に俟つ。かような態度を取つておるのであります。併し組合の発達の状況から見まして、將來若しも組合法改正といふような場合におきましては、研究の事項になるものと考えております。

○委員（山田節男君） 速記をちよつと止めて下さい。

○委員（山田節男君） 速記を始めて下さい。次は第三章に移りまして、第八條乃至第十六條まで。

○田村文吉君 第八條の第二項の第二号の就業規則の問題、これは御承知であります。労働基準法から行きますと、就業規則については、労働組合の意見を徴さなければならぬとか書かれておりますが、協議事項になつていないのであります。この公共企業体はいつから出されるかといふと、四月の一日からであります。實際の運用の上から行くと、今まで官吏服務規程とか何とかがあつたのでありますが、その前に就業規則を作るとかいうことになる、予め委員が早く選ばれていなければならぬ、こういうことになると實際の運用上困るので、官吏服務規程が何かで行つて、今度それをそのまま変える、こういうことになるだらうかと思つておるのであります。

○政府委員（實業才二郎君） ここに就業規則を入れましたのは、この法案におきまして、労働組合につきましては職業の禁止をいたしております。さういふ意味から申しまして、就業規則を決めるといふふうな場合におきましては、相互の団体交渉によつて決めさせることが適當であらう、若しも只今の御意見のような点が問題になつて来ますと、これは結局調停或いは仲裁委員会にかかつて参りまして、公正なる判断が下されて来るであらうといふことを予期いたしておるのであります。基準法におきましては、只今お話のありました通りに、この就業規則は労働組合の意見を徴しといふことになつておりますが、団体交渉によつて決めることを禁じておられるわけでもありませんし、尚又一面から申しますと、ここでは団体交渉の対象となつておるのではありません。団体交渉でなければならぬという規定でもないのではありません。御了承願ひます。

ありまして、その他一般の組合員のことを言つておるわけで、即ち一般の労働組合の組合員で、又は組合のた

述べられておりました、こゝういふ國有鉄道或いは事業公社、これは從來日本で言へば、全官公労組の中で相当の

定めがここに設けられておるのであります。これは只今御意見のように一般の組合員に關しては、かような規定は

なることと申すのであります。御意見の通りで、今度それをそのまゝ変える、こゝういふことになるだらうかと思つておるのであります

ありまして、國体交渉でなければならぬという規定でもないのであります。御了承願います。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 対象とするというふう

業規則等につきましては速かに裁定せられまして、運営の万全が期せられるといふことを期待いたしておるような次第であります。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

○田村文吉君 國鉄に現在就業規則といふものはありますか。

きりいたしてないような状態であり  
ます。

○原虎一君 この十條の場合には、現  
案においては労働組合組織があるか  
ら、今度オール組織になつておるの  
この単位といふことは即職員組合とい  
うことになると思ひますが、それでな  
い所で想像すれば、職員が団体交渉の  
単位を決める職員組織、即ち労働組合  
で、この法律による労働組合でなくて  
も団体交渉の単位を決めることができ  
るように思ふのですが、それはどうで  
すか。そういう単位といふものはあり  
得る、又作り得ることになるのだす  
か。

○政府委員(賀来才二郎君) これは職  
員の組合が単位を決定したものであり  
ます。

○原虎一君 ちよつと説明では納得で  
きませんが、「公共企業体とその職員又  
はその組合」ですから、職員が組合を  
作らない場合もやはり交渉単位、団体  
交渉の単位といふものがあり得るとい  
うふうに解釈できるのですが、それは  
私の考え違ひでしょうか。十條の「公共  
企業体とその職員又はその組合は、協  
議により団体交渉を行うに適當な単位  
を決定しなければならない。」というな  
つておりますから、職員が組織を持た  
なくても団体交渉単位を作ることがで  
きることになつておりますね。  
そう解釈できるのですが、それは現実  
には先程局長が説明されるように、労  
働組合が殆んどオール組織になつてお  
りますから、職員以外の者が団体交渉  
の単位を作るといふことはないかも知  
れませんが、法律の趣意から言へば、  
職員以外の者が団体交渉の単位を作り  
得る、こうなるのではないのですか。

○政府委員(賀来才二郎君) この団体  
交渉によつて団体協約が結ばれて行く  
わけでありまして、この団体協約は組合  
でなくては締結できない。従ひまして  
ばら／＼の人が団体交渉をし、その  
結果団体協約を結ぶ。それから十一條  
と十條を併して、或いは九條、十條、  
十一條と、こういうふうになつてお考  
へ下されいますならば、さうなれば  
らの人たちが単位を決めるといふわけ  
には實際に參らないのであります。

○田村文吉君 非常にこう私は混同し  
ておるところがあるんです。私も原委  
員の御解釈の通りだと今まで考へてお  
つたのですが、職員が労働組合を作つ  
ておらなくても、一つの団体を作つて  
今の交渉はできるのですか。おかしい  
ですね。

○説明員(和田勝美君) 説明員からお  
説明いたします。団体交渉といふこと  
は現在の組合法によります。これは  
労働組合が行う。労働組合会議が行  
うというように一應説明するわけであ  
りますが、併し臨時に一つの争議団、集  
団を作つて団体交渉を行うことは大  
今認められておるわけでありまして、た  
だ団体交渉を行ひました。労働協約  
の締結はできない。労働組合法の第十  
九條によりまして労働協約の締結はで  
きないわけでありまして、この場合に  
きまして、若し或る単位が決つて、  
それを一つの集團として職員が団体交  
渉の目的のために一つの集團を形成す  
る場合は団体交渉が一應はできます  
が、これは組合でございせんので、  
労働協約の締結はできません。かように  
解釈されるわけでありまして、  
○田村文吉君 今原委員の述べられた  
第十條の問題の「公共企業体とその職

員又はその組合は」という意味は、職  
員は職員で単位を作り、組合は組合で  
単位を作るといふことは可能でない  
か。こういう原委員の私は質問だと思  
つて、私もそれはできるものかと思つ  
て解釈していただんですが、その点一つ  
はつきり御説明願ひます。

○説明員(和田勝美君) 今御説明申上  
げましたように、一應単位といふもの  
は、職員でもばら／＼に集團を作らう  
と、こういう単位でやると、いふこと  
を一つの集團として纏めれば、単位は  
できるわけでありまして、協約は結べ  
ないようには御解釈願ひます。

○田村文吉君 十條はこのままで、法  
律の解釈で行くといふふうに了解して  
よろしいですね。  
○説明員(和田勝美君) そうです。  
○田村文吉君 前回に質問できない  
かも知れませんが、ちよつと先走り  
いたしましたけれども教えて頂きたい点  
があるのです。それは二十一條であり  
ますが、二十一條の第二項「号の中に  
「公共企業体及び職員を代表する交渉  
委員は、それぞれ委員の候補者として  
推薦すべき者の名簿を作成し、相互に  
これを交換する。」というやつてありま  
すが、この員数をここに決めてお置  
きにならないのはお困りになるのじや  
ないかと思ひます。例えば五名候補者  
を推薦する場合もあるだろうし、たつ  
た一名しか推薦しない場合もある。議  
が應でも反対の方でもその一人の人数  
選ばなければならぬ。五人も十人も  
推薦された場合ならこちらの方で選べ  
られない。そこで数をお決めになつて置  
かないと都合なことになるのじやない  
かと考へておりますが、その点の御  
解釈を願ひたい。

○委員(賀来才二郎君) 御尤もな御  
質問でありまして、この点は研究の過  
程におきましては五名という数字が入  
つておつたのであります。それが成案  
になりましたときに、いろ／＼な都合  
で員数が落ちております。これは施行  
法のときに必ず入れなければならぬ  
と思ひます。

○原虎一君 先程委員長が言いました  
時間も四時過ぎましたので、今日はこ  
の程度で打ち切り願ひたいと思ひます  
が、明日開かれますならば、労働大臣  
に是非御出席願つて、三、四の根本  
的と申しますか、基本的なことをお伺  
いしたいと思ひますから、是非労働大  
臣の御出席を願うように取計つて頂  
きたいと思ひます。

○委員(山田簡男君) 明日午後一時  
から労働委員会を開くことになつてお  
りますので、只今政府委員から時間を  
一時に助行して頂ければ、労働大臣も衆  
議院の本会議前に出席できる可能性が  
非常に多いといふお話でございすので  
、必ず午後一時に成るべく時間を助  
行して頂きます。労働大臣の御出席  
を是非願ひすることにいたします。  
それでは只今原委員の御動議に対し  
て御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり。  
○委員長(山田簡男君) それでは今日  
の労働委員会はこれを以て散会とい  
います。  
午後四時六分散会  
出席者は左の通り  
委員長 山田 簡男君  
理事 平野 善治郎君  
早川 慎一君  
委員 原 虎一君

政府委員  
労働政務次官 竹下 豊次君  
労働事務官 賀来才二郎君  
説明員  
労働事務官 和田 勝美君

参議院事務局

印刷者 印刷局

昭和二十三年十二月二十二日印刷